

工事番号

入札年月日 令和7年10月9日

入札閲覧用設計書

局長	副局長	課長	課長補佐(総括)	課長補佐(担当)	係長	合議	主査
業 務 名	北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業（防風工解体・処分）						
位 置	東伯郡北栄町江北・東園						
工 期	令和8年2月27日まで	監督員予定者	茶木 秀哉			設 計 者	茶木 秀哉
入 札 に つ い て	1 鳥取県会計規則による。 2 この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。						
指 導 事 項	1 業務の安全確保について 業務中の事故防止（交通及び業務現場）について、特に留意すること。 2 暴力団排除について 業務に関して、暴力団からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。						

# 契約図書

## 北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業（防風工解体・処分）特記仕様書

本業務には、鳥取県森林整備事業仕様書(以下「共通仕様書」という。)と共に、この特記仕様書を適用する。

特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

1. 江北地区の放置残材(L=30m)については、11月14日までに撤去すること。  
(11月17日から同地区において保安林改良事業が開始予定のため。)  
なお、期日までに撤去することが難しい場合は事前に協議すること。
2. 江北地区では、畑に鉄板を敷いて進入路とすることから、現地確認を基に監督員と協議の上、指示に従うこと。
3. 解体処分される防風工のスギ材(木くず)は、全て本数を管理すること。
4. 解体時に発生する結束線(鉄くず)は、木くずとは分けて収集し処分すること。
5. 上記1の計測結果(本数)を工期末日の14日前までに提出すること。
6. 木くずは大山町石井垣地内の産業廃棄物処分施設、鉄くずは琴浦町八幡地内の産業廃棄物処分施設での処分を想定しており、その費用として木くず16,000円/t(税抜き)及び鉄くず10,000円/m<sup>3</sup>(税抜き)を見込んでいる。これは他の産業廃棄物処分施設への搬出を妨げるものではないが、処分先を変更する場合は事前に協議すること。
7. 処分に係る木くず(重量)及び鉄くず(体積)の数量は、産業廃棄物管理票により管理し、その結果を工期末日の14日前までに提出すること。
8. 鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領(令和7年5月2日付第202500034083号森林・林業振興局長通知)の対象業務であることから、調達公告時点で最新の同要領に従い週休2日工事を実施し、現場閉所の実績が確認できる資料を工期末の14日前までに提出すること。

数量総括表

業務名	北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)			事業区分		
				業務区分		
工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要		
防風工解体処分						
<b>江北地区</b>						
作業土工						
	床掘り	山積0.28m3	式	1		
	掘削(埋戻し)	山積0.28m3	式	1		
	掘削(敷均し)	山積0.28m3	式	1		
解体						
	防風工解体	スギ材 φ=12cm L=4m	m	10		
処分						
	玉切	L=2m以下へ玉切り	本	134	防風工解体10m(84本) 放置残材撤去30m(50本)	
	スギ材積込み	グラップル(0.28m3)積込	m 3	6	" "	
	トラック運搬(木くず)	4t積級 距離25.7km	m 3	6	" "	
	小型不整地運搬車運搬	クローラ2t級 運搬距離(L)=120m	m 3	2	放置残材撤去30m(50本)	
仮設費						
	敷鉄板設置・撤去	22mm×1219mm×2438mm, 513kg/枚	m 2	89		
	敷鉄板賃料	22mm×1219mm×2438mm, 513kg/枚	枚	30		
<b>東園地区</b>						
作業土工						
	床掘り	山積0.28m3	式	1		
	掘削(埋戻し)	山積0.28m3	式	1		
	掘削(敷均し)	山積0.28m3	式	1		
解体						
	防風工解体	スギ材 φ=12cm L=4m	m	197		
	小型不整地運搬車運搬	クローラ2t級 運搬距離(L)=100m	m 3	74		
処分						
	玉切	L=2m以下へ玉切り	本	1,642		
	スギ材積込み	グラップル(0.28m3)積込	m 3	74		
	トラック運搬(木くず)	4t積級 距離20.4km	m 3	74		
	トラック運搬(鉄くず)	2t積級 距離16.3km	m 3	1		
運搬費						
	仮設材等(敷鉄板)運搬	運搬距離10.1km、製品長12m以内	式	1		
(廃棄)処分費						
	木くず処分費	赤碓トランスネット(大山町)	t	46		
	鉄くず処分費	赤碓トランスネット(琴浦町)	m 3	1		

北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分) 施行地一覧表

事業区域名	市 町	大 字	字	撤去延長 (m)	解体本数 (本)	処分本数 (本)	備考
江北地区	北栄町	江北	大西後谷	10	-	50	解体・撤去
			灘際	30	84	84	放置残材の撤去
東園地区	北栄町	東園	稲葉	197	1642	1642	解体・撤去
計				237	1726	1776	

平成 15 年 9 月 1 日付森保第 419 号  
(一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 68 号  
(一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号  
(一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号  
(一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

## 森林整備事業共通仕様書

# 鳥取県森林整備事業仕様書

## 第1章 総 則

### 第1節 通 則

#### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、鳥取県農林水産部が所管する植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業（以下「森林整備事業」という。）の委託に適用する。

2 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（平成19年10月1日付第200700072077号農林水産部長通知。以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。

3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。

4 特記仕様書、設計図書又は共通仕様書の間には相違がある場合若しくは図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第20条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

#### (業務現場管理)

第2条 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、業務の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。

3 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

5 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

- 6 受託者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- 7 受託者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、施行主体名、業務受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- 8 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- 9 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

#### (施工計画書)

第3条 受託者は業務着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することができるものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。なお、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- (1) 現場組織表
  - (2) 施工方法
  - (3) 計画工程表
  - (4) 施工管理計画
  - (5) 緊急時の体制
  - (6) 安全管理
  - (7) 環境対策
  - (8) その他
- 2 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

#### (業務の着手)

第4条 受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り業務契約後30日以内に着手しなければならない。

- 1 着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日をいう

(業務現場発生品)

第5条 受託者は、業務の施工によって生じた現場発生品は整理集積し、現場発生品調書を添え、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

~~(業務測量)~~

~~第6条 受託者は、監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。ただし、業務現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相違ないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。~~

~~2 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さの変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。~~

~~3 受託者は、業務に必要な丁張、その他業務の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。~~

(施工中の環境への配慮)

第7条 受託者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

第8条 受託者は、業務の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

2 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第9条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

(施工管理)

第10条 受託者は、業務施工中において、別に定める鳥取県森林整備事業施工管理基準(平成15年9月1日付森保第418号農林水産部長通知)により施工管理を行い、業務終了後、その記録を監督員に報告しなければならない。

(安全管理)

- 第11条 受託者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 2 受託者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、業務関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
  - 3 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
  - 4 受託者は、業務箇所のイメージアップを図るため、現場事務所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
  - 5 受託者は、業務の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に指示しなければならない。

(交通安全管理)

- 第12条 受託者は、業務用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(業務中の検査又は確認)

- 第13条 受託者は、業務施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- 2 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

(業務検査)

- 第14条 検査規程第2条に規定する中間検査、完成検査及び出来形検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた業務関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- 2 受託者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出及び測量その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(後片付け)

- 第15条 受託者は、業務の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、業務検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

平成 15 年 9 月 1 付森保第 418 号

(一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 67 号

(一部改正) 平成 18 年 3 月 30 日付第 20060013566 号

(一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号

(一部改正) 平成 20 年 5 月 12 日付第 200800017827 号

(一部改正) 平成 21 年 6 月 29 日付第 200900040780 号

(一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号

(一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

## 鳥取県森林整備事業施工管理基準

# 鳥取県森林整備事業施工管理基準

## 1 目的

この基準は、農林水産部が所管する森林整備事業の施工について、契約書類に定められた履行期間、業務目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2 適用

この基準は、鳥取県森林整備事業仕様書（平成15年9月1日付森保第419号鳥取県農林水産部長通知）第10条に基づいて定めたものであり、農林水産部及び地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）が発注する森林整備事業に適用する。

ただし、業務の種類、規模、施工条件等により、この基準により難しい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

## 3 構成

施工管理は、工程管理、出来形管理及び品質管理から構成される。

## 4 管理の実施

測定、試験等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、又は所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。

## 5 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

#### ア 業務工程表

受託者は、工程管理を業務内容に応じ作成した業務工程表により行うものとする。

#### イ 作業週報

受託者は、着手から完了までの期間について、天候、作業内容、出役人員、出来形数量、使用機械、指示、承諾及び協議事項等を記入した作業週報を作成するものとする。

### (2) 出来形管理

#### ア 出来形管理基準

出来形管理の基準は、出来形管理基準(別表1)によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によるものとする。

#### イ 出来形図面、出来形集計表

(ア) 出来形図面作成の基本事項は、次のa及びbによらなければならない。

a 出来形の計測及び数量計算の方法は、次により行なわなければならない。

(a) 出来形図の作成区分及び数量計算方法は、次表を標準とするものとする。

ただし、次表により難しい場合は監督員の指示によるものとする。

出来形図の作成区分表							
工種	図面				数量計算方法		
	平面	正面	断面	展開	計算式方式	両断面平均方式	数量表示方式
森林整備等	○	(面積又は数量表示方式)					
注) ○ 計算式方式とは、図上で計算式を使用して数量計算を行なうもの							
○ 数量表示方式とは、延長、本数、枚数等で数量を計算するもの							

(b) 構造物等の出来形寸法は、寸法単位(別表2)によるものとする。

(c) 設計寸法が明示されている場合の出来形寸法は、出来形管理基準(別表1)の許容範囲で取り扱うが、設計寸法又は許容範囲が明示されていない場合の出来形寸法は、基礎数値以下切捨てとして処理するものとする。

① 出来形の測量は、テープ、コンパス、GPS機器等を使用する。① 測量区画線、寸法等の表示方法は監督員の指示によるものとする。なお、GPS機器を使用して出来形の測量を行う場合は、次のすべてを満たすこと。

① 測量時の捕捉衛星数は、4つ以上であること。

② 補正情報の受信を確認できること。

③ 測点の半数は、PDOP値が4以下であること。

④ 測位日時を含む測位データを添付すること。(様式は様式1による。)

(イ) 出来形の測量、図面等の作成は、次の各項によるものとする。

a 測量等に携わる者は、施工管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、測定誤差等をなくすよう努めるものとする。

b 測量等によって得られた結果は、すみやかに整理し、監督員に提示できるようにするものとする。

c 出来形の測量、図面等の作成は、業務の着手前の測量(以下「起工測量」という。)を実施した場合及び出来形の施工区域の異動があった場合に行うものとし、施工区域に異動がない場合は、起工測量の成果図面をもって出来形の図面とすることができる。

(ウ) 不可視となる部分の測定は、適時に行い、写真等で判定できるようにするものとする。

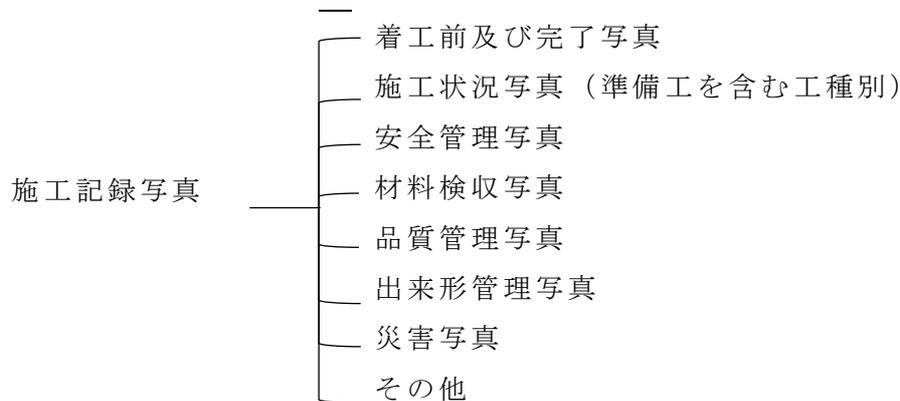
### (3) 品質管理

使用材料等の品質管理の基準は、品質管理基準(別表3)によるものとする。また、特に監督員の指示するものについては、その指示に従い試験又は資料の整備をしなければならない。

### (4) 施工記録写真

#### ア 施工記録写真の分類

施工記録写真は、次のように分類する。



#### イ 写真の色彩及び大きさ等

写真はカラーとし、また、写真の大きさは原則としてサービスサイズ（8.9 cm × 11.9 cm）以上とする。ただし、次の場合は、別の大きさとすることができる。なお、施工記録写真帳の大きさは、フリーアルバム又はA4版とする。また、監督員と協議の上、（5）のデジタル写真による撮影、管理、提出することができる。

（ア）着工前、完了写真等つなぎ写真とした方がよいもの

（イ）監督員が指示するもの

#### ウ 施工記録写真帳の提出部数

（ア）施工記録写真帳は施工段階ごとに整理し、業務完了時に1部提出するものとする。

（イ）監督員が指示する写真については、指示する時期に提出する部数を提出するものとする。

#### エ 施工記録写真の撮影基準

施工記録写真の撮影は、施工記録写真の撮影要領（別表4）を標準とする。

（ア）写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体と共に写し込むものとする。

a 業務名

b 業種等

c 位置

d 設計寸法

e 出来形寸法

（イ）監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。

#### オ 不可視部分の写真管理

不可視となる出来形部分及び完了検査時に確認困難な箇所については、写真により出来形寸法等が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

#### カ 施工記録写真撮影の留意事項

（ア）施工の過程、出来形確認、不可視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるため、撮影時期を失しないよう、適切かつ正確に行わなければならない。

（イ）撮影後は、すみやかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし撮影が不完全な場合は、すみやかに撮り直しを行な

うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に報告して、その指示を受けなければならない。

(ウ) 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。特に、不可視となる場合及び次の a から g までの場合には、寸法等を明瞭に撮影するものとする。

- a 各種構造物の寸法
- b 埋設構造物及び材料
- c 災害(崩土)状況
- d 施工管理状態
- e 使用材料の寸法
- f 施工後取り壊されるもの
- g その他必要と認めるもの

(エ) 局部的なものであっても、全体との位置関係を明確にするため、局部とともに全体も撮影するものとする。

(オ) 施工前後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。

(カ) 寸法表示をつなぎ写真とする場合、背景に同一物体をいれて撮影するものとする。

#### (5) デジタル写真

##### ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

##### イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケール等が確認できることを指標とする。

##### ウ 写真ファイル

記録形式は、JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

#### (6) 確認業務

確認業務は、監督基準(別表5)によるものとする。

##### 附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

##### 附 則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

##### 附 則

この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。

##### 附 則

この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(別表1)

## 出来形管理基準

構造物の種類	項目	基準	最小許容量	最大許容量	測定基準	備考
木製構造物 (建築物を除く)	高さ	-100			図面の表示箇所測定。 断面、形状等の変化点 毎に測定する。	①単位は、mm ②設計図(構造図、標準 図、模式図等)に表示して ある箇所を測定する。 ③この基準により難しい場 合は、監督員の指示によ る。
	長さ	L(m)/0.5	-100	-400		
	幅(厚さ)	-50				
	法勾配	±0.5分				
歩道	延長	設計数値以上			全延長	
	幅員	設計数値以上			50m毎に測定	
工種	項目	基準			測定基準	備考
植栽	面積	設計数値以上				誤差:周囲測量の閉合差 の許容限度は5/100と する。
	植栽本数	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	植栽本数で指定する場 合は、設計数値以上
施肥・追肥	重量	設計数値以上				
客土	重量	設計数値以上				
下刈	面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	刈払高	基準	最小許容量	最大許容量	標準地調査1箇所当 たり、5箇所を測定し、その 平均値を算出する	
	海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下	+1cm	+3cm			
雪起し	面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	起こし率	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	本数で指定する場 合は、設計数値以上
除伐	面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
本数調整伐	面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	伐採率	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	伐採本数で指定する場 合は、設計数値以上
枝打ち・枝落し	面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。
	枝下高	-10%(標準地調査平均による)			標準地調査のとおり	
	残枝長	5mm以下			標準地調査のとおり	標準地ごとに立木全 てについて、上部と下部の計2 箇所以上を管理する。
鳥取式作業道		基準	最小許容量	最大許容量		
	総延長	設計数値以上			全延長	
	幅員	設計数値以上			50mごと	
	切土高	1400mm以下		+600mm	50mごと	ヘアピンカーブ、単発的な 急傾斜においては、この限 りではない。
標準地調査		標準地調査は、面積又は箇所 でいずれが多い標準地数を採用			標準地調査は、10m×10mを 標準とする。 標準地調査は以下を目 安とする。 面積 1ha未満は1標準地 1ha以上3ha未満は2標準地 3ha以上5ha未満は3標準地 5ha以上10ha未満は5標準地 10ha以上は6標準地	施工地が5施工地未 満は2施工地以上 5施工地以上10施工 地未満は3施工地以 上 10施工地以上20施 工地未満は4施工地 以上 20施工地以上は5施 工地以上

(注1) 作業の不要地の面積が0.01ha以上及び車道幅員0.0m以上の作業道の部分は除地とする。

(注2) 施工地は夫字を1つの単位とする。

(注3) 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。

(別表2)

## 寸 法 単 位

区分	構造物等	寸法 単位	基 礎 数 値				集計 単位	適 用		
			単位 以下 3位止	単位 以下 2位止	単位 以下 1位止	単位止		長 さ	高 (深) さ	幅
	柵工等	m			○		小数第2位止	○	○	○
	伏工	m			○		小数第2位止			○
	実播工等	m			○		小数第2位止	○		○
	盛土等	m			○		小数第2位止	○	○	○
面積	下刈、除 伐、本数調 整伐等	ha		○			小数第2位止			
	伐開、除根	m <sup>2</sup>				○	単位止			
体積	木材	m <sup>3</sup>				○	小数第1位止			
	その他	m <sup>3</sup>			○		小数第2位止			
重量	鋼材	t		○			小数第2位止			
	その他	kg				○	単位止			
本数	木材、杭材					○	単位止			
係数	円周率、法 長係数 三角関数、 弧度		○							

- (注) 1. 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。  
2. 端数はすべて四捨五入とする。

(別表 3)

品 質 管 理 基 準

項目	管理基準
苗木（山行苗木）	林業種苗法施行令第 1 条に係る、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ（以上抜粋） 林業種苗法に基づく証票
苗木（上記以外）	生産地証明書又は購入伝票
肥料	保証票（肥料取締法）又は購入伝票
客土	生産地証明書又は購入伝票

(別表4)

### 施 工 記 録 写 真 の 撮 影 要 領

撮影区分	撮影事項	撮 影 内 容
業務着手前	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮る。 位置については、固定して完了後も同一箇所から撮ることとする。
完了		
施工中	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮る。
使用材料	各種材料の規格管理状況	使用資材の搬入、集積、保管等の状況を撮る。
植栽	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植状況について撮る。
	地拵え	施工状況を1施工単位1回以上
	苗木	形状・寸法を検収時に、各品目毎に1回以上撮る。
	植栽	植穴、植付け、植栽間隔等の状況について各品目毎に1回以上撮る。 ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。
施肥・追肥	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。
	施肥	施工中、1施工単位1回以上撮る。 植栽木1本当りの施肥量がわかるようカップ等を用いて撮る。
	空袋	完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。
客土	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。
	施工状況	施工中、1施工単位1回以上撮る。 植栽木1本当りの客土量がわかるようカップ等を用いて撮る。
	空袋	完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。
下刈	刈払高	1施工単位1回以上撮る。 刈払高がわかるようスケール等を用いて撮る。
雪起し	施工状況等	1施工単位1回以上撮る。
除伐	施工状況等	1施工単位1回以上撮る。
本数調整伐	施工状況	標準地において作業前後に撮る。
	選木状況	施工箇所の全景及び標準地において、選木作業後に撮る。
枝打ち・枝落し	枝下高及び残枝長	1施工単位1回以上撮る。 枝下高、残枝長がわかるようポール、スケール等を用いて撮る。
鳥取式作業道	表土ブロックの利用	1路線2回以上路肩への利用状況を撮る。
	重機転圧状況	1路線2回以上路線に斜行した転圧状況を撮る。
その他の工種	施工状況、出来形、寸法等	施工位置及び構造、施工状況等がわかるように撮る。 間隔、延長等がわかるように、ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。 特に明視できなくなる部分は施工が適正であることを証明できるように撮る。
災害・被害	施工地の被害状況	被害状況(全景、局部的に数量がわかるもの)、被災時の状況等、被災前後の対比ができるように撮る。
	設計変更箇所	設計変更箇所は、その経緯がわかるよう詳細に撮る。
その他	保安設備	防護柵、災害防止対策、交通安全対策の状況を撮る。

(注) 上記以外の写真管理は、鳥取県土木施工管理基準を準用する。

表土ブロックとは、表土(地表面の植生の根が張っている深さ)を帯状に剥いだものをいう。

(別表5)

## 監督基準

種別	確認項目	確認時期	確認方法	確認頻度	
植栽	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上	
	植穴	完了時	審査又は立会	1回以上	
	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上	
施肥・追肥	写真管理	実施状況	審査又は検査	1回以上	
	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上	
		(注) 実袋にスプレーで番号を付して数量を確認する。			
	施肥量	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上	
(注) 植栽木1本当りの施肥量は、カップ等で重量を確認し、1本毎の施肥状況を確認する。 散布後、番号の付いた空袋を確認する。					
下刈	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上	
除伐	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上	
本数調整伐	出来形管理	選木終了後	審査又は立会	1回以上	
		標準地の伐採予定木にテープを巻き本数を確認する。			
		完了後	審査又は立会	1回以上	
その他の工種	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上	
鳥取式作業道	表土ブロックの利用状況(仮置から転圧までの施工状況)	施工中(早期)	立会	1回以上	
	重機転圧状況	施工中(早期)	立会	1回以上	

(注) 上記以外の確認業務は、鳥取県土木工事施工管理基準を準用する。  
その他確認業務が必要と考えられる時は、実施すること。

# 北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分) 位置図(S=1:50,000)

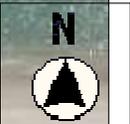


北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)  
江北地区 平面図【①】(S=1:1500)



年 度	令和 7 年度		
名 称	平 面 図【①】		
施 行 地	江 北 地 区		
事 業 名	北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)		
図面番号	2	縮 尺	1 : 1,500

北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)  
 東園地区 平面図【②】(S=1:1000)



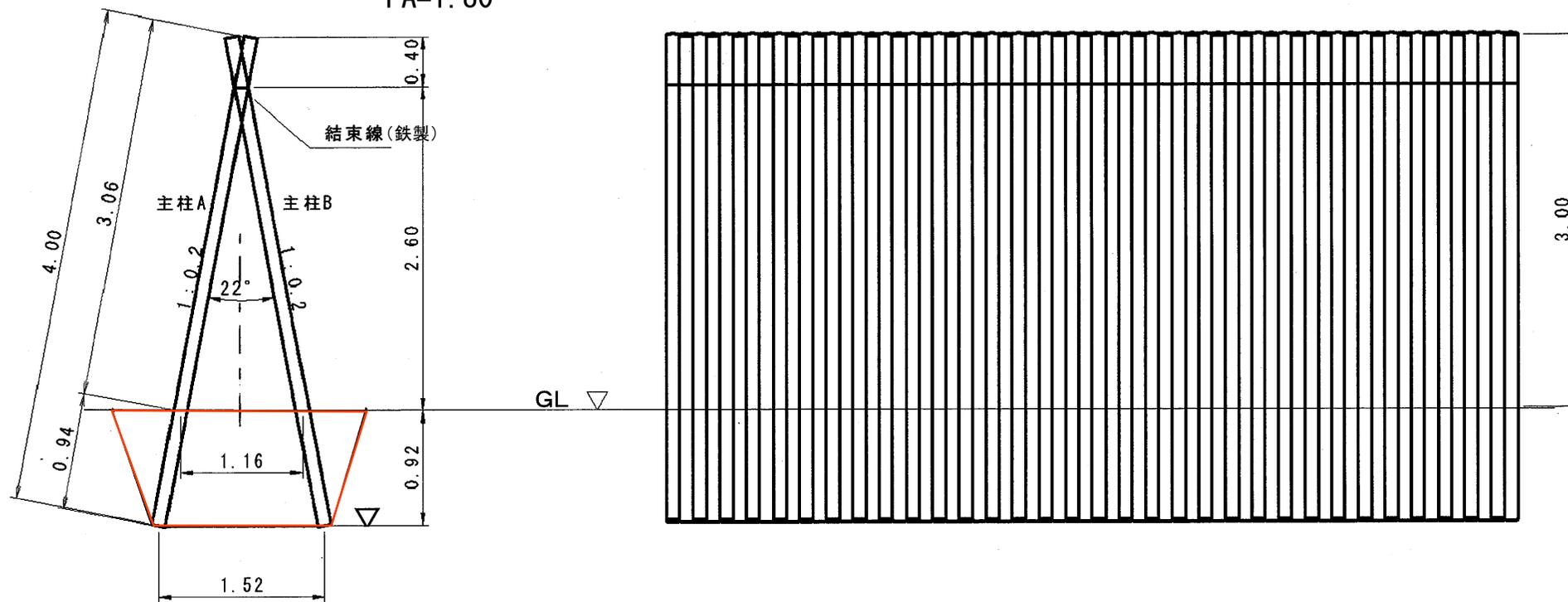
年 度	令和 7 年度		
名 称	平 面 図【②】		
施 行 地	東園地区		
事 業 名	北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)		
図面番号	3	縮 尺	1 : 1,000

(解体処分) 防風工構造図 S = 1 : 50

側面図

CA=1.60  
FA=1.80

正面図



【江北地区】作業土工

床掘り : 64m<sup>3</sup>=(CA) 1.60m<sup>2</sup>×防風工延長(L) 40m  
埋戻し : 72m<sup>3</sup>=(FA) 1.80m<sup>2</sup>×防風工延長(L) 40m

【東園地区】作業土工

床掘り : 315.2m<sup>3</sup>=(CA) 1.60m<sup>2</sup>×防風工延長(L) 197m  
埋戻し : 354.6m<sup>3</sup>=(FA) 1.80m<sup>2</sup>×防風工延長(L) 197m

年 度	令和 7 年度		
名 称	(撤去処分) 防風工構造図		
施 行 地	江北・東園地区		
事 業 名	北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)		
図面番号	4	縮 尺	1 : 50

## 「積算関係資料の注意書き」

本業務は前払い補正の対象外であることから、前払い補正がかからないように設計しています。積算システム上の問題により総括情報表の前払率が40%となっていますが、前払いはしません。

# 総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系 ファイル名	13 中部総合事務所農林局 設計書 当初 07-*****-88888-10 0 1 実施単価 21 北栄町(旧北条町) 00-07.09.10(0)  1 治山		
前払率(%) 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 現場環境改善費区分 豪雪割増 週休二日補正係数	当 世 代 40 16 森林整備 A 19 補正なし 03 補正しない 00 率分計上なし 02 豪雪割増あり 12 月単位の週休 2 日	前 世 代	

# 工事内訳書

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						X1000
防風工解体処分						Y1999 (レ <sup>ハ</sup> Ⅱ1)
江北地区						Y2999 (レ <sup>ハ</sup> Ⅱ2)
作業土工						Y3999 (レ <sup>ハ</sup> Ⅲ3)
	床掘り 土砂 上記以外(小規模)	64	m3			SPK24040015 00 A=1,B=5,E=1 施工 第0 -0001号表 070910
	掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準 埋戻し	72	m3			SPK24040001 00 A=1,B=5,E=7 施工 第0 -0002号表 070910
	掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準 敷均し	8	m3			SPK24040001 00 A=1,B=5,E=7 施工 第0 -0002号表 070910
解体						Y3999 (レ <sup>ハ</sup> Ⅲ3)
	防風工解体  数量のみ見積参照	10	m			V0001 00 施工 第0 -0003号表 070910

# 工事内訳書

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
処分	小型不整地運搬車運搬(2t) (クローラ2t級) 運搬距離120m	2	m	3						STF02006 00 A=12, B=120, C=2, D=7.8, E=2	
										施工 第0 -0005号表 Y3999 (レベル3)	070910
	玉切 本数調整伐	134	本							STD05026 00 A=2, B=1	
										施工 第0 -0007号表	070910
	スギ材積込み 令和7年度秋期 松くい単価	6	m	3						V0002 00	
										施工 第0 -0008号表	070910
仮設費	トラック運搬(木くず) 中型車4tクラス30km 木材積載量5m3/台 6m3 2台 令和7年度秋期 松くい単価	2	台							V0004 00	
										施工 第0 -0009号表 Y3999 (レベル3)	070910
	敷鉄板設置・撤去	89	m	2						STF08010 00 A=1	
										施工 第0 -0010号表	070910
西園・東園地区	敷鉄板賃料 22×1219×2438,513kg/枚 賃貸期間20日	30	枚							S1050029 00 A=2, B=1, C=20, D=2	
										施工 第0 -0012号表 Y2999 (レベル2)	070910

# 工事内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
作業土工									Y3999 (レ <sup>ハ</sup> ル3)	
床掘り 土砂 上記以外(小規模)	315		m	3					SPK24040015 00 A=1, B=5, E=1	
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準 埋戻し	355		m	3					SPK24040001 00 A=1, B=5, E=7	施工 第0 -0001号表 070910
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準 敷均し	40		m	3					SPK24040001 00 A=1, B=5, E=7	施工 第0 -0002号表 070910
解体									Y3999 (レ <sup>ハ</sup> ル3)	
防風工解体	197		m						V0001 00	
数量のみ見積参照 小型不整地運搬車運搬(2t) (クローラ2t級) 運搬距離100m	74		m	3					STF02006 00 A=12, B=100, C=2, D=7.8, E=2	施工 第0 -0003号表 070910
処分									Y3999 (レ <sup>ハ</sup> ル3)	
玉切 本数調整伐	1,642		本						STD05026 00 A=2, B=1	施工 第0 -0007号表 070910

# 工事内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
スギ材積込み 令和7年度秋期 松くい単価									V0002	00
	74		m	3					施工 第0 -0008号表	070910
トラック運搬(木くず) 中型車4tクラス30km 木材積載量5m3/台 74m3 15台 令和7年度秋期 松くい単価									V0004	00
	15		台						施工 第0 -0014号表	070910
トラック運搬(鉄くず) 2t積級 距離16.3km 路面良好 鉄くず運搬									STF02020	00
	1		m	3					A=1, B=1, C=3, D=1, E=16.3 施工 第0 -0015号表	070910
直接工事費										
運搬費									Z0003	
仮設材等(鋼矢板, H鋼, 覆工板, 敷鉄板等)運搬 運搬距離 10.1km 製品長 12m以内									S1000007	00
	1		式						A=10.1, B=1, C=1, D=1, E=15.39, F=1, H=1, J=1, L=1 施工 第0 -0017号表	070910
準備費									Z0004	
木くず処分費 (134本 + 1642本) × 0.025t/本 = 46.176t									W0001	
赤碇トランスネット(大山町) 16,000円/t	46		t							9
鉄くず処分費 防風工等の結束線(鉄製)									W0002	
赤碇トランスネット(琴浦町) 10,000円/m3	1		m	3						9

# 工事内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費						
共通仮設費計			式			
純工事費						
現場管理費						
工事原価			式			
一般管理費等						
工事価格			式			
工事価格計						
消費税等相当額計			式			



# 施工単価表

SPK24040015

施工 第0 -0001号表

床掘り

土砂 上記以外(小規模)

機械構成比: 19.87%

労務構成比: 72.99%

材料構成比: 7.14%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価: 1

m3 当り

代表機労材規格	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3	19.87%		バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00083 MTPT00083
特殊運転手	39.96%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
普通作業員	33.03%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 小型ローリー(パトロール給油)	7.14%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂 E=1 -(全ての費用)			B=5 上記以外(小規模)		

# 施工単価表

掘削  
土砂 上記以外(小規模)

SPK24040001

施工 第0 -0002号表

機械構成比: 27.26%

労務構成比:

標準

61.70%

材料構成比: 11.04%

埋戻し

市場単価構成比: 0.00%

1

標準単価:

m3 当り

代表機労材規格	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	27.26%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00062 MTPT00062
特殊運転手	61.70%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 小型ローリー(パトロール給油)	11.04%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂 E=7 標準			B=5 上記以外(小規模)		

# 施工単価表

数量のみ見積参照

10

m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.33	人			RTPC00009
普通作業員	0.50	人			RTPC00002
グラップル運転 グラップル0.28m3	0.8	時間			V0003 施工 第0-0004号表 見積結果 歩掛0.10日 歩掛0.8時間
諸雑費	1.00	%			#01 労務費とバック杓運転の合計金額の1%
***合計***	10	m			
**単位当り**	1	m			

# 施工単価表

施工 第0 -0004号表

V0003

グラップル運転  
グラップル0.28m3

1 時間 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
特殊運転手 グラップル0.28m3	0.2	人			RTPC00006 松くい単価 労務歩掛=1/(1000/200)=0.2
グラップル機械損料 グラップル0.28m3	1	時間			F0001 松くい単価 換算補正損料(16) 2,150円
軽油 小型ローリー(パトロール給油)	5.9	L			TTPC00013 燃費率0.144×機関出力41=5.904L/h
**単位当り**	1	時間			

# 施工単価表

小型不整地運搬車運搬 ( 2 t )  
( クローラ 2 t 級 )

STF02006

施工 第0 -0005号表

運搬距離120m

1 m 3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
不整地運搬車 ( 賃料 ) クローラ式 2 . 0 t 級	1.00	日			STL01014 施工 第0-0006号表
1 時間当り 運転経費	100				#01
1 m3 ・ t 当り	100				#02
** 単位当り **	1	m 3			運転経費 / 運搬量 Q
A=12 木材 C=2 機械による積込み E=2 待合わせ時間 ( 標準 2 分 )			B=120 運搬距離 ( m ) D=7.8 積込み時間 ( 分 ) ( C = 2 のとき入力 )		
1 時間当り 運搬量 $Q = ( 60 * q * E ) / CM$ $= ( 60 * 1.220 * 0.95 ) / 18.500 = 3.759 ( t / h )$					
サイクルタイム $CM = 積込 + 運搬 + 待合 + 荷卸$ $= 7.800 + 4.800 + 2.000 + 3.900 = 18.500 ( min )$					
運搬時間 $= 2 * L / V$ $= 2 * 120 / 50.000 = 4.800 ( min )$					

# 施工単価表

不整地運搬車(賃料)  
クローラ式2.0t級

STL01014

施工 第0 -0006号表

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー(パトロール給油)	17.94	L			TTPC00013
特殊運転手	1.00	人			RTPC00006
<賃>不整地運搬車(クローラ型油圧式) 積載質量2.0t	2.18	供用日			KR0800
**単位当り**	1	日			
軽油(L) = 燃料消費量(L/時間) × 標準運転時間(T) 軽油(L) = 0.114 * 23.000 * 6.900 燃料消費量(L/時間) = 燃料消費率(L/kw・h) ' × 機関出力(KW) 燃料消費量(L/時間) = 0.114 * 23.000					

# 施工単価表

STD05026

施工 第0 -0007号表

玉切  
本数調整伐

100 本 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	0.18	人			RTPC00002 0.2*0.9 1
特殊作業員	0.18	人			RTPC00001 0.2*0.9 1
諸雑費	9	%			#01
***合計***	100	本			
**単位当り**	1	本			
A=2 10 cm以上 16 cm未満			B=1	特に支障はない	

# 施工単価表

スギ材積込み  
令和7年度秋期 松くい単価

V0002

施工 第0 -0008号表

10 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	0.25	人			RTPC00002
グラップル運転 グラップル0.28m3	1.79	時間			V0003 施工 第0-0004号表
掴み装置 掴み装置(伐木除根工用) 開口幅1700~2000mm爪幅400~750mm	1.79	時間			M2000001
***合計***	10	m3			
**単位当り**	1	m3			



## 施工単価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.152	人			RTPC00009 9
とび工	0.152	人			RTPC00004 9
普通作業員	0.152	人			RTPC00002 9
機-28_バックホウ運転(賃料) クレーン付2.9t吊_山積0.8m3	0.152	日			S9035 施工 第0-0011号表 9
土木一般世話役	0.143	人			RTPC00009 9
とび工	0.143	人			RTPC00004 9
普通作業員	0.143	人			RTPC00002 9
機-28_バックホウ運転(賃料) クレーン付2.9t吊_山積0.8m3	0.143	日			S9035 施工 第0-0011号表 9
諸雑費	1	%			#09
***合計***	100	m2			
**単位当り**	1	m2			
A=1 設置・撤去					



# 施工単価表

機-28\_バックホウ運転(賃料)  
クレーン付2.9t吊 山積0.8m3

S9035

施工 第0 -0011号表

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
特殊運転手	1.00	人			RTPC00006
軽油 小型ローリー(パトロール給油)	119.00	L			TTPC00013
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン付) 山積0.8m3(平積0.6m3) 吊能力2.9t	1.06	供用日			KTPC00006
諸雑費	1	式			#91
**単位当り**	1	日			
A=19 クレーン付2.9t吊_山積0.8m3 C=1 運転労務数量(人/日)			B=119 軽油消費量(L/日) D=1.06 機械賃料数量(供用日/日)		

# 施工単価表

施工 第0 -0012号表

敷鉄板賃料

S1050029

22 x 1219 x 2438, 513kg/枚

賃貸期間20日

1 枚 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
(賃料)鉄板 22 x 1219 x 2438, 513kg/枚 90日以内	20.000	枚・日			K0100053
(賃料)鉄板 22 x 1219 x 2438, 513kg/枚 整備費	1.000	枚			K0100061
諸雑費	1	式			#91
** 単位当り **	1	枚			
A=2 C=20	22 x 1219 x 2438, 513kg/枚 敷鉄板賃貸期間 (日)		B=1 D=2	賃料 整備費有り)	

# 施工単価表

小型不整地運搬車運搬 ( 2 t )  
( クローラ 2 t 級 )

STF02006

施工 第0 -0013号表

運搬距離100m

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
不整地運搬車 ( 賃料 ) クローラ式 2 . 0 t 級	1.00	日			STL01014 施工 第0-0006号表 1
1 時間当り 運転経費	100				#01 2
1 m3 ・ t 当り	100				#02 運転経費 / 運搬量 Q
** 単位当り **	1	m 3			
A=12 木材 C=2 機械による積込み E=2 待合わせ時間 ( 標準 2 分 )			B=100 運搬距離 ( m ) D=7.8 積込み時間 ( 分 ) ( C = 2 のとき入力 )		
1 時間当り 運搬量 $Q = ( 60 * q * E ) / CM$ $= ( 60 * 1.220 * 0.95 ) / 17.700 = 3.929 ( t / h )$					
サイクルタイム $CM = 積込 + 運搬 + 待合 + 荷卸$ $= 7.800 + 4.000 + 2.000 + 3.900 = 17.700 ( min )$					
運搬時間 $= 2 * L / V$ $= 2 * 100 / 50.000 = 4.000 ( min )$					

# 施工単価表

トラック運搬（木くず）  
 中型車4tクラス30km

V0004  
 木材積載量5m3/台 74m3 15台

令和7年度秋期 松くい単価  
 施工 第0 -0014号表

1 台 当り

名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
トラック運賃 【松くい単価】中型車4tクラス 30km 標準積載量 4t積みクラス 木材5m3/台	1			台					W0001	
** 単位当り **	1			台						

# 施工単価表

トラック運搬（鉄くず）  
2t積級

STF02020

施工 第0 -0015号表

距離16.3km 路面良好

鉄くず運搬

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
ダンプトラック運転 2 t 積級 路面状況：良好（土砂類）	1.00	時間			STL01018 施工 第0-0016号表
1 m 3 当り		m 3			+00 運転費 / 運搬土量 V t
** 単位当り **	1	m 3			
A=1 2 t 積級 C=3 バックホウ ｸﾗｰ山積0.28m3 (平積0.20m3)[排2] E=16.3 運搬距離 ( km )			B=1 砂質土 D=1 路面状況・良好 F=3 上記以外の場合( = 4.8)		
時間当り運搬土量 $VT = 60 * Q * E / CM$ $= 60 * 1.100 * 0.9 / 90 = 0.660 ( m 3 / h )$					
サイクルタイム $CM = * L +$ $= 4.800 * 16.300 + 12 = 90.000$ Q : 積載土量 ( m 3 )					
E : 作業効率 L : 運搬距離 ( km ) : 運搬状況による係数 : 積込その他の作業による係数					

# 施工単価表

ダンプトラック運転  
2 t積級

STL01018

施工 第0 -0016号表

路面状況：良好（土砂類）

1 時間 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	3.50	L			TTPC00013
一般運転手	0.17	人			RTPC00007
ダンプトラック オンロード・ディーゼル 2t積級	1.00	時間			MTPC00016
タイヤ損耗費 ダンプトラック 2 t 良好	1.00	時間			K1001
**単位当り**	1	時間			
A=1 2 t 積級 C=1 無し（土砂類）			B=1	路面状況・良好	
燃料消費量（時間当り） = 88.000（KW） × 0.040（燃料消費率） = 3.500（L / h）					

# 施工単価表

仮設材等(鋼矢板,H鋼,覆工板,敷鉄板等)運搬 S1000007  
 運搬距離 10.1km 製品長 12m以内

施工 第0 -0017号表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
基本運賃 運搬距離 10.1km 製品長 12m以内 運搬質量 15.39t	1.000	式			S1000009 施工 第0-0018号表
往復					+00
積込み,取卸しに要する費用	1.000	式			S1000009 施工 第0-0019号表
**単位当り**	1	式			
A=10.1 運搬距離(km) C=1 - E=15.39 運搬質量(t)			B=1 12m以内 D=1 - F=1 -		
H=1 - L=1 基地積込み・取卸し,現場積込み・取卸し			J=1 -		



# 施工単価表

積込み,取卸しに要する費用

S1000009

施工 第0 -0019号表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
仮設材積込み費(基地)	15.390	t			KR00E006
仮設材取卸し費(現場)	15.390	t			KR00E009
仮設材積込み費(現場)	15.390	t			KR00E008
仮設材取卸し費(基地)	15.390	t			KR00E007
**単位当り**	1	式			
A=5 K=1 積込み,取卸しに要する費用 基地積込み・取卸し,現場積込み・取卸し			D=15.39	運搬質量(t)	

数量計算書

業務名	北栄町江北・東園地区治山維持修繕事業(防風工解体・処分)			事業区分		摘要
				業務区分	数量	
工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要		
防風工解体処分						
<b>江北地区</b>						
作業土工						
	床掘り	山積0.28m3	m 3	64.0	(CA) 1.60㎡×40m=64㎡	
	掘削(埋戻し)	山積0.28m3	m 3	72.0	(FA) 1.80㎡×40m=72㎡	
	掘削(敷均し)	山積0.28m3	m 3	8.0	72㎡-64㎡=8㎡	
解体						
	防風工解体	スギ材 φ=12cm L=4m	m	10		
処分						
	玉切	L=2m以下へ玉切り	本	134	延長(L)10m÷径(φ)12cm=84本 埋没放置防風工残材：推定50本	
	スギ材積込み	グラブ(0.28m3)積込	m 3	6.0	6cm×6cm×π×4m=0.045㎡/本 84本×0.045㎡/本=3.78㎡ 50本×0.045㎡/本=2.25㎡	
	トラック運搬(木くず)	4t積級 距離25.7km	m 3	6.0	運搬トラック標準積載量(松くい単価) 4t積みクラス→木材5㎡/台	
	小型不整地運搬車運搬	クローラ2t級 運搬距離(L)=120m	m 3	2.3	推定50本×材積(V)0.045m3/本 =2.25m3 (不整地運搬は放置残材のみ)	
仮設費						
	敷鉄板設置・撤去	22mm×1219mm×2438mm, 513kg/枚	m 2	89.2	1219mm×2438mm×30枚 =89.157...㎡	
	敷鉄板賃料	22mm×1219mm×2438mm, 513kg/枚	枚	30	同じ場所でも令和4年度保安林改良事業時に 使用した敷鉄板枚数を参照	
<b>東園地区</b>						
作業土工						
	床掘り	山積0.28m3	m 3	315.2	(CA) 1.60㎡×197m=315.2㎡	
	掘削(埋戻し)	山積0.28m3	m 3	354.6	(FA) 1.80㎡×197m=354.6㎡	
	掘削(敷均し)	山積0.28m3	m 3	39.4	354.6㎡-315.2㎡=39.4㎡	
解体						
	防風工解体	スギ材 φ=12cm L=4m	m	197		
	小型不整地運搬車運搬	クローラ2t級 運搬距離(L)=100m	m 3	73.9	1642本×材積(V)0.045m3/本=73.89m3	
処分						
	玉切	L=2m以下へ玉切り	本	1,642	延長(L)197m÷径(φ)12cm=1641.66...本	
	スギ材積込み	グラブ(0.28m3)積込	m 3	73.9		
	トラック運搬(木くず)	4t積級 距離20.4km	m 3	73.9	4tトラック木材積載量→5m3/台(松くい) 73.9m3→4tトラック15台	
	トラック運搬(鉄くず)	2t積級 距離16.3km	m 3	1.0	2tトラック1台	
運搬費						
	仮設材等(敷鉄板)運搬	運搬距離10.1km、製品長12m以内	式	1	基地積込み・取卸し、現場積込み・取卸し 現場～北栄町役場10.1km	
(廃棄)処分費						
	木くず処分費	赤碓トランスネット(大山町)	t	46.2	(江北134本+東園1642本)×0.026t/本 【=R6実績より算出】=46.176t	
	鉄くず処分費	赤碓トランスネット(琴浦町)	m 3	1	防風工等の結束線	